

議案第57号

二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のように改正する。

平成29年12月1日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行により、同法の引用条文の条項に整合を図る必要が生じたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年二宮町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1項に規定する家庭的保育所をいう。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1項に規定する家庭的保育所をいう。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>